

## 保育を必要とする理由（保育要件）一覧表

※保育の必要性の認定を受けるには、父、母それぞれの書類が必要です。

※証明の日付より3か月間有効です。期間を過ぎた場合は再度取り直していただきます。

保育要件	必 要 書 類	
就 労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や法人、官公庁などに雇用されている、若しくは保護者自身が法人格を持つ企業の経営者である方</li> <li>・下請けの内職をしている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書 (就労予定・復帰予定で提出された方は、就労後再度提出が必要です。)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業に従事している方、または家族（自営業主）の事業の専従労働者となっている方</li> <li>・自営で内職をしている方</li> <li>・農業に従事している方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族調査票 (※民生児童委員の証明が必要です。)</li> <li>・確定申告書等の写し</li> </ul>
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族調査票</li> <li>・母子手帳の写し (表紙と出産予定日を記載するページ)</li> </ul>	
疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族調査票</li> <li>・診断書 (病状等により、家庭での保育が困難であることを明記してあるもの)</li> </ul>	
看護・介護		
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族調査票</li> <li>・入学通知、在学証明書又は学生証の写し</li> <li>・時間割等</li> </ul>	
求職活動（継続児のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動申立書</li> <li>・ハローワークカードの写し</li> </ul>	
上記以外の事由で保育ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族調査票</li> <li>・その事由を証明するもの</li> </ul>	

※自営・農業手伝等で給金の発生しない場合は、保育の必要性が高い就労とみなしません。

※診断書には症状などに加え、治癒見込み及び療養に必要な期間もしくは慢性的なもの、療養が長期にわたるものはその旨を明記してもらってください。治癒見込み期間の記載がない場合には、状態確認のため診断書の再提出を求める場合や入園期間を限定する場合があります。

※「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」では、具体的な状況がわかりませんので、診断書の提出をお願いします。